

よくある質問

Q 昨年1年間収入がない場合、申告の必要はありますか？

A 申告の義務はありませんが、今後の手続きによっては所得の確認ができないため、所得金額による軽減措置や補助が受けられないなど、さまざまな手続きに影響が出てきます。例えば、次のようなものがあります。

- 国民健康保険税や後期高齢者医療保険料の軽減措置
- 国民年金保険料の免除申請
- 高額療養費の自己負担限度額
- 課税証明書の発行(所得金額が記載された証明書)
- 市営住宅入居の申し込み など
- 幼稚園・保育所の保育料の算定
- 児童手当・児童扶養手当・医療福祉(マル福・神福)費の支給

Q 給与以外にも所得がありますが、その分の住民税を自分で納付することはできますか？

A 給与・公的年金などに係る所得以外の所得(事業・不動産所得など)は、確定申告時に納税者からの申し出により普通徴収(自分で納付)することができます。

※給与所得が複数ある場合、どちらかを普通徴収にすることはできません。合算した上でその給与所得に係る税額が特別徴収(給与天引き)になります

Q 申告期間中、会場へ行くことができません。

A 申告書などを郵送、またはスマホやパソコンを使って電子で申告することができます。
ご自宅で完結できる便利なe-Tax、eLTAXをご利用ください。

送付先=確定申告書 潮来税務署 〒311-2492 潮来市小泉南1358
住民税申告書 神栖市役所 課税課 〒314-0192 神栖市溝口4991-5

Q 確定申告・住民税申告する場合、ふるさと納税のワンストップ特例制度を申請した寄附金はどうすればよいですか？

A 確定申告・住民税申告をした場合、ワンストップ特例の適用ができなくなります。寄附金控除を受けるためには、確定申告・住民税申告をするときにすべての寄附金受領証明書が必要になります。

老齢者の所得税法上の障害者控除対象者認定

図 長寿介護課 TEL0299-91-1702

寝たきり状態や認知症などのある65歳以上の高齢者は、身体障害者手帳などを持っていない方でも「認定書」の交付を受けることで、確定申告の際、障害者控除を受けることができます。「認定書」の発行には、申請から1週間程度を要する場合があります。詳しくは、長寿介護課までお問い合わせください。

ステップ③

いよいよ申告です



スマホ・パソコンで申告

確定申告はマイナンバーカードとスマホ(マイナンバーカード読み取り対応)があれば、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で申告ができます。

住民税申告は、2026年度(2025年分)から電子申告することができます。詳しくは市ホームページをご覧ください。



web予約が可能になりました



当日の待合状況・web予約
(申告期間中のみ閲覧可)



神栖市の申告会場で申告

日時=2月16日(月)～3月16日(月) ※土・日曜日、祝日を除く

午前の部：午前9時～11時

午後の部：午後1時～3時30分

場所

- 神栖市役所(本庁舎)2階201会議室
- 波崎総合支所・防災センター

webまたは対面で受付番号を取得できます。

対面=午前8時30分～午後3時30分

web予約

- 午前8時45分～10時30分(午前の部)
- 午前11時～午後3時(午後の部)

※対面で番号を発券した方は、混雑状況によって午前中の受付を、午前11時より前に締め切る場合があります

web予約の注意事項

- 受付日当日の受付番号を先着順で予約できますが、日時指定の事前予約はできません
- 申告受付時間内に、予約した申告会場で発券手続きをおこなってください。なお、発券手続きには予約完了時にメールで届く「受付番号」と「通知番号」が必要です
- 午前の部の予約枠で午後の申告はできません
- 午前・午後の受付終了時間までに申告会場で発券されなかった場合、予約はキャンセル扱いとなります。
キャンセルの場合、番号を取り直してください

※詳しくは市ホームページをご覧ください

次の場合は、神栖市の申告会場での申告はできません

- 住宅借入金特別控除(住宅ローン控除)の初年度の申告
- 土地・建物の売却による申告
- 株式などの売却による申告
- 申告日現在神栖市に住民登録がない人の確定申告
- 2024年分以前の確定申告
- 認定住宅新築等特別税額控除、住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修特別税額控除(バリアフリー改修または省エネ改修)など住宅税制の適用を受ける申告
- 雑損控除(所得税の軽減)の適用を受ける申告
- 亡くなった方の申告(準確定申告)
- 消費税、贈与税、相続税の申告
- 青色申告の人で、純損失の繰越控除を受ける人の申告
- 分離課税の配当所得
- 先物取引の申告
- 損益通算や繰越控除のある申告
- 外国税額控除の適用を受ける申告
- 変動所得・臨時所得の平均課税を選択する申告
- 国外居住親族の扶養
- 必要書類がそろっていない人 など



潮来税務署で申告

日程=2月16日(月)～3月16日(月) ※土・日曜日、祝日を除く

●入場整理券が必要です。当日配布のほか、国税庁LINE公式アカウントで事前に取得できます

●スマホをお持ちの方は原則、スマホを利用して申告書を作成していただきます

●せき・発熱などの症状がある方は入場をご遠慮ください